

7 解体工事業、浄化槽工事業の登録

7_1 解体工事業の登録

1 解体工事業を営むには登録が必要です

- ・ 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）により、**解体工事業を業として営む場合、解体工事業を営む都道府県ごとに登録が必要です。**

なお、建設業許可（土木一式、建築一式、解体工事の3業種のいずれか）を有している場合は、登録は必要ありません。

- ・ 登録有効期間切れや、法人成り、個人成り、個人事業主で代表者が替わる場合（後継者への事業承継等）は、新規の登録が必要です。

※ 登録有効期間が切れ、新規で登録し直した場合は、新たな登録番号になります。

2 登録のための要件

解体工事業の登録を受けるためには、技術管理者を選任すること、登録拒否事由に該当しないことが必要になります。

技術管理者の要件

技術管理者とは、解体工事現場における施工の技術上の管理を行う者です。技術管理者になるためには、下記のA～Eのいずれかに該当する必要があります。

なお、技術管理者は登録の際に、複数名登録できます。

A 次のいずれかに該当する者

- ・ 大学で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等専門学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
- ・ 中等教育学校（中高一貫校）で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
- ・ 解体工事に関し8年以上の実務経験を有する者

B 次のいずれかの資格を有する者

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 2級建設機械施工技士（種別「第1種」又は「第2種」に限る）
- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 2級土木施工管理技士（種別「土木」に限る）
- ・ 1級建築施工管理技士
- ・ 2級建築施工管理技士（種別「建築」又は「躯体」に限る）
- ・ 1級建築士
- ・ 2級建築士
- ・ 1級のとび・とび工の技能検定に合格した者
- ・ 2級のとび若しくはとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- ・ 技術士（2次試験のうち建設部門に合格した者に限る）

C 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は指定する講習(※)を受講した者

※登録講習実施機関：公益社団法人全国解体工事業団体連合会

- ・ 大学で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し 1 年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等専門学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し 1 年以上の実務経験を有する者
- ・ 高等学校で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
- ・ 中等教育学校（中高一貫校）で土木工学科等を修めて卒業し、解体工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者
- ・ 解体工事に関し 7 年以上の実務経験を有する者

D 国土交通大臣が指定する試験に合格した者（解体工事施工技士）

E 国土交通大臣が上記の A～D と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

登録拒否事由

次に該当する場合には、登録を受けることはできません。

- 1 解体工事業の登録を取り消された日から、2 年を経過していない者
- 2 解体工事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者
- 3 解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分日の前 30 日以内に役員であり、かつその処分の日から 2 年を経過していない者
- 4 建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わってから 2 年を経過していない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（下記 9 において「暴力団員等」という）
- 6 解体工事業者が法人の場合で、役員の中に、上記 1～5 のいずれかに該当する者がいるとき
- 7 解体工事業者が未成年で、法定代理人を立てている場合、法定代理人が上記 1～6 のいずれかに該当するとき
- 8 法第 31 条に規定する者（技術管理者）を選任していない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 登録の有効期間

登録の有効期間は 5 年間です。登録の満了する 30 日前までには登録の更新申請を行ってください。

なお、新規の登録年月日が令和 8 年 5 月 1 日の場合、登録有効期間期限は令和 13 年 4 月 30 日となります。

更新の申請は、有効期間満了日の 30 日前までに行う必要があるため、令和 13 年 3 月 31 日が更新申請の提出期限になります。有効期間の満了前に個別にお知らせ等はしませんので、期限切れとならないように注意してください。

4 登録の手続き

解体工事業の登録には以下の書類の提出が必要です。(○：必要、－：不要)

※ 申請書受付後、通知文を発送するまでに30日程度要します。

※ 更新申請についても提出する書類は同じです。(登録手数料のみ異なります)

	法人	個人
(1) 登録申請書(様式第1号) ※ 裏面あり	○	○
(2) 誓約書(様式第2号) ・ 法人の場合 → 代表者 ・ 個人の場合 → 申請者本人	○	○
(3) 選任した技術管理者(*1)が資格を有していることを示す書類(資格者証等) <u>※ 実務経験証明書(様式第3号)は実務経験が必要な場合のみ提出</u>	○	○
(4) 工事業登録申請者(*1)の調書(様式第4号) ・ 法人の場合 → <u>法人自体及び役員等(*2)全員分</u> ・ 個人の場合 → 本人又は法定代理人分	○	○
(5) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	－

*1： 登録申請者(法人の場合は役員全員分)及び技術管理者について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

*2： 役員等とは、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主を含みます。

5 登録手数料

登録手数料は次のとおりです。収入証紙を様式第1号の貼り付け欄に貼り付けて提出してください。

・新規申請：33,000円 ・更新申請：26,000円

6 変更届

登録期間中に登録事項に変更が生じた場合には、変更があった日から30日以内に変更事項を届け出てください。なお、変更届(様式第6号)に加え、次の添付書類が必要です。

変更する登録事項	添付書類
商号、名称又は氏名及び住所	登記事項証明書(法人のみ)
営業所の名称及び所在地	商業登記の変更を必要とする場合は登記事項証明書
役員の氏名(法人)	登記事項証明書 新たに役員となる者がある場合には誓約書及び当該役員の調書
技術管理者	資格者証の写し又は実務経験証明書
解体工事業者が未成年の場合の法定代理人の氏名及び住所 (法定代理人が法人である場合はその商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)	誓約書及び調書 法定代理人が法人の場合は登記事項証明書

- * 法人成りする場合、商号・名称の変更ではなく、新規の登録が必要です。
- * 登録申請者（法人の場合は役員全員分）及び技術管理者について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。
- * 役員等とは、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主を含みます。

7 提出物及び提出方法

- ・ 提出物一覧

解体工事業登録申請書一式	正本1部、副本1部（正本のコピーで可） 申請書類に関しては、「4 登録の手続き」参照
宮崎県収入証紙	証紙の金額については、「5 登録手数料」参照
返信用封筒（A4用紙が入るサイズ）	切手を貼り、返送先を記載したもの

- ・ 提出先：宮崎県県土整備部管理課建設業担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

- ・ 提出方法：郵送または持参により提出してください。

※ 「6 変更届」の提出先・提出方法も同様です。変更届と必要な添付書類及び返信用封筒を提出してください。

7_2 解体工事業関係書類記入例

※記入例は全て個人事業主の場合
別記様式第1号（第3条関係）

※ 個人事業主用 記載例				(表面)
解体工事業登録申請書				証紙はり付け欄 (消印してはならない。)
新規又は更新の該当する方を○で囲み、 不要な方は抹消線で消して下さい。				管理課で記入しますので、記入しないで下さい。
登録の種類	☒ 新規 ☐ 更新	※登録番号	宮崎県知事（登一）第 号	
		※登録年月日	令和 年 月 日	
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。 (令和 〇 年 〇 月 〇 日)				
必ず、記入して下さい。				
申請者 宮崎元気解体 宮崎 元気				
宮 崎 県 知 事 〇 〇 〇 〇 殿		※ 個人事業主の方の申請では、 個人名での申請 となります。 ※ 屋号は記入しないで下さい。記載例のように、裏面に記載して下さい。		
フリガナ 商号、名称又は氏名	ミヤザキ ゲンキ 宮 崎 元 気			
住所	郵便番号（ 8 8 0 - 8 5 0 1 ） 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号（ 0 9 8			
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	※ 記入しないで下さい。			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等				
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	
※ 個人事業主の場合には、記入しないで下さい。				
申請時において既に受けている登録				
新規申請の場合には、記入する必要はありません。 更新申請の場合にのみ、前回の通知書の登録番号「宮崎県知事（登一〇〇）第〇〇号」と記入して下さい。				

裏面

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名		分別 良三	
営業所の名称及び所在地			
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —	
ミヤザキゲンキカイタイ 宮崎元気解体		宮崎県宮崎市橘通東2-10-1 郵便番号（880-8501） 電話番号（0985）26-7169	
未成年者である場合の法定代理人	法定代理人が個人である場合	フリガナ 氏 名	番 号（ — ） 電話番号（ ） —
	法定代理人が法人である場合	住 所	郵便番号（ — ） 電話番号（ ） —
		フリガナ 役 員 の 氏 名	役名等（常勤・非常勤）
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号		登 録 番 号	

※ 屋号を記入して下さい。
支店等がある場合には、同様に下に記載して下さい。

他の都道府県に登録のある場合のみ、記入して下さい。

備 考

- ※印のある欄には、記載しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

必ず、記入して下さい。

令和〇年〇月〇日

申 請 者 宮崎元気解体
宮崎 元気

宮崎県 知事 〇〇 〇〇 殿

技術管理者が実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記入してください。
※ 建設業許可（土・建・解体のいずれか）か解体工事事業登録を持っている者の下での実務経験のみ実務経験としてカウントできます。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

下記の事項と相違ないことを証明します。

株式会社 宮崎建設
代表取締役 宮崎 一郎

証明者

技術管理者の氏名	分別 良三	生年月日	昭和 3 8 年 5 月 1 0 日	使用された期間	昭和 6 2 年 4 月 から 平成 2 7 年 3 月 まで
使用者の商号 または名称	株式会社 宮崎建設				
職 名	実 務 経 験 の 内 容				実務経験年数
工事主任	「〇〇邸解体工事」、木造建築物の解体、他〇〇件				平成 1 8 年 4 月 から 平成 1 9 年 3 月 まで
工事主任	「〇〇工業所解体工事」、鉄骨構造物の解体・木造建築物の解体、他〇〇件				平成 1 9 年 4 月 から 平成 2 0 年 3 月 まで
工事主任	「〇〇邸解体工事」、木造建築物の解体、他〇〇件				平成 2 0 年 4 月 から 平成 2 1 年 3 月 まで
工事主任	「〇〇邸解体工事」、木造建築物の解体、他〇〇件				平成 2 1 年 4 月 から 平成 2 2 年 3 月 まで
工事係長	「〇〇工業所解体工事」、鉄骨構造物の解体、他〇〇件				平成 2 2 年 4 月 から 平成 2 3 年 3 月 まで
工事係長	「〇〇ホテル解体工事」、SRC構造物の解体、他〇〇件				平成 2 3 年 4 月 から 平成 2 4 年 3 月 まで
工事係長	〇〇工場解体工事、他〇〇件				平成 2 4 年 4 月 から 平成 2 5 年 3 月 まで
土木解体課長	「〇〇橋解体工事」、PC構造物の解体、他〇〇件				平成 2 5 年 4 月 から 平成 2 6 年 3 月 まで
土木解体課長	「〇〇小学校解体工事」、鉄骨構造物の解体、他〇〇件				平成 2 6 年 4 月 から 平成 2 7 年 3 月 まで
					年 月 から 年 月 まで
使用者の証明を得 ることができない 場合	その理由	合計 満 9 年			月
証明者と被証明者との関係					元社員

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者 1 人について、証明者別に作成すること。
- 2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

不要なものを二重線で

登録申請者

の調書

現住所	郵便番号（ 880 - 8501 ） 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1			電話番号（ 0985 ） 26 - 7169	
商号、名称又は氏名	フリガナ ミヤギ ゲンキ 宮崎 元気		生年月日	昭和32年5月1日	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
		な し			
上記のとおり相違ありません。 令和〇年〇月〇日 氏 名 宮 崎 元 気					

備考

1 法人の役員
本法定代理人
法定代理人の役員

については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要しない。

3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

解体工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

必ず、記入して下さい。

令和〇年〇月〇日

届出者

宮崎元気解体
宮崎 元気

宮崎県

知事

〇〇

〇〇

殿

フリガナ
商号、名称又は氏名ミヤザキ ゲンキ
宮崎 元気

個人名を記載して下さい。

住所

郵便番号（880-0805）

宮崎県宮崎市橘通東2-10-1

電話番号（0985）26-7169

法人である場合

フリガナ
代表者の氏名

※ 記入しないで下さい。

登録番号

宮崎県知事（登 30 ） 第 〇〇〇 号

登録年月日

平成 30 年 4 月 13 日

変更に係る事項

変更前

変更後

変更年月日

住 所

宮崎市橘通東
2-10-1宮崎市橘通東
1-9-10

令和〇年〇月〇日

郵便番号

880-8501

880-0805

令和〇年〇月〇日

電話番号

(0985) 26-
7176(0985) 26-7
169

令和〇年〇月〇日

技術管理者

分別 良三

分別 太郎

令和〇年〇月〇日

7_3 浄化槽工事業の登録

1 浄化槽工事業を営むには登録が必要です

- ・ 500万円以上の建設工事を請け負う場合は、建設業法に基づき、建設業の許可を受ける必要がありますが、浄化槽法においては、浄化槽工事を請け負う場合、建設業の許可が必要ない500万円未満の工事であっても、浄化槽工事業を営む都道府県ごとに、登録が必要となっています。

なお、建設業許可（土木一式、建築一式、管工事の3業種のいずれか）を有している方が浄化槽工事業を営む場合は浄化槽工事業登録に代えて、特例浄化槽工事業者の届出が必要です。

※ 無登録業者に浄化槽設置を発注しないように注意してください。

- ・ 登録有効期間切れや、法人成り、個人成り、個人事業主で代表者が替わる場合（後継者への事業承継等）は、新規の登録が必要です。

※ 登録有効期間が切れ、新規で登録し直した場合は、新たな登録番号になります。

2 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。登録の満了する30日前までには登録の更新申請を行ってください。

なお、新規の登録年月日が令和8年4月1日の場合、登録有効期間期限は令和13年4月1日となります。（注意：登録有効期間は、登録年月日の1日後（4月2日）から起算）

更新の申請は、有効期間満了日の30日前までに行う必要があるため、令和13年2月28日が更新申請の提出期限になります。有効期間の満了前に個別にお知らせ等はしませんので、期限切れとならないように注意してください。

3 登録の手続き

浄化槽工事業の登録には次の書類の提出が必要です。（○：必要、－：不要）

※更新申請についても提出する書類は同じです。（登録手数料のみ異なります）

	法人	個人
(1) 登録申請書（様式第1号） ※裏面あり	○	○
(2) 誓約書（様式第2号） ・ 法人の場合 → 代表者 ・ 個人の場合 → 申請者本人	○	○
(3) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し ・ 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員分（*1）	○	○
(4) 工事業登録申請者（*1）の調書（様式第3号） ・ 法人の場合 → <u>役員等（*2）</u> 全員分 ・ 個人の場合 → 本人又は法定代理人分	○	○
(5) 浄化槽設備士の調書（様式第4号） ・ 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員分	○	○
(6) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	－

*1 登録申請者（法人の場合は役員全員分）及び浄化槽設備士について、宮崎県外に住民票が

ある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

* 2 役員等とは、相談役、顧問及び総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主を含みます。

* (4)、(5) は、工事業登録申請者と浄化槽設備士が同一人物であっても、それぞれ提出が必要になります。

4 登録手数料

登録手数料は次のとおりです。収入証紙は様式第 1 号の貼り付け欄に貼り付けて提出してください。

・新規申請：33,000 円 ・更新申請：26,000 円

5 変更届

登録期間中に登録事項に変更があった場合には、変更があった日から 30 日以内に変更事項を届け出て下さい。

なお、変更届（様式第 7 号）提出の際には、次の添付書類が必要です。

変更する登録事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登記事項証明書（法人）
営業所の名称及び所在地	登記事項証明書
役員の氏名（法人）	登記事項証明書 新たに役員となる者がある場合には誓約書及び当該役員の調書
浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し

* 1 登録申請者（法人の場合は役員全員分）及び浄化槽設備士について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

* 個人事業主が法人成りする場合、商号・名称の変更ではなく、新規の登録が必要です。

6 提出物及び提出方法

・提出物一覧

浄化槽工事業登録申請書一式	正本 1 部、副本 1 部（正本のコピーで可） 申請書類に関しては、「3 登録の手続き」参照
宮崎県収入証紙	証紙の金額については、「4 登録手数料」参照
返信用封筒（A4 用紙が入るサイズ）	切手を貼り、返送先を記載したもの

・提出先：宮崎県県土整備部管理課建設業担当

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

・提出方法：郵送または持参により提出してください。

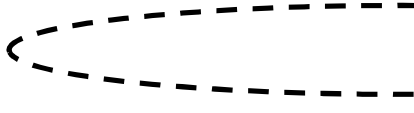
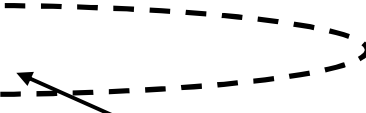
※ 「5 変更届」の提出先・提出方法も同様です。変更届と必要な添付書類及び返信用封筒を提出してください。

7_4 浄化槽工事業関係書類記入例

※記入例は全て個人事業主の場合
別記様式第1号（第2条関係）

個人事業主用 記載例				表面
浄化槽工事業登録申請書				証紙はり付け欄 (消印してはならない。)
新規又は更新の該当する方を○で囲み、 不要な方は抹消線で消して下さい。				管理課で記入しますので、記入しないで下さい。
登録の種類	新規・更新	※登録番号	宮崎県知事（登一）第 号	
		※登録年月日	令和 年 月 日	
この申請書により、浄化槽工事業の登録の申請をします。				
必ず、記入して下さい。		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
申請者 宮崎元気設備 宮崎 元気				
宮 崎 県	知 事	〇〇 〇〇 殿	※ 個人事業主の方の申請では、 個人名での申請 となります。 ※ 屋号は記入しないで下さい。記載例のように、裏面に記載して下さい。	
フリガナ 氏名又は名称	ミヤザキ ゲンキ 宮崎 元気			
住所	郵便番号（880 - 8501） 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号（0985）-26-7169			
法人にあっては フリガナ 代表者の氏名	※ 記入しないで下さい。			
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等				
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	
※ 個人事業主の場合には、記入しないで下さい。				
申請時において既に受けている登録	宮崎県 知事（登一）第 号（ 年 月 日 登録）			
新規申請の場合には、記入する必要はありません。 更新申請の場合にのみ、前回の通知書の登録番号「宮崎県知事（登一〇〇）第〇〇号」と記入して下さい。				

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号

営 業 所		浄化槽設備士	
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号 (-) 電話番号 () -	フリガナ 氏 名	免状の交付番号
ミヤギキョウセツビ 宮崎元気設備	宮崎県宮崎市 橋通東2-10-1 郵便番号 (880 - 8501) 電話番号 (0985) 26-7169	カンキョウ 環境 マモル 守	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
※ 宮崎県内にある営業所だけでなく、浄化槽工事業を営む全ての営業所を記載して下さい。 ※ 浄化槽設備士が置かれている営業所が分かるように「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は各々対応させて記載して下さい。			
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号 知事 (登) 第 号		登 録 番 号 知事 (登) 第 号	
			

他の都道府県に登録のある場合にのみ、記入をして下さい。

備 考

- ※印のある欄には、記載しないこと。
- 「新規・更新」については不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
浄化槽法第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者

宮崎元気設備
宮崎 元気

宮 崎 県 知 事

〇〇 〇〇

殿

工事業登録申請者

（~~法人の役員~~
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~）

の調書

「本人」を残して、「法人の役員」及び「法定代理人」、「法定代理人の役員」を抹消線で消して下さい。

0 - 0805)

個人の現住所をご記入ください。
※営業所の住所ではありません。

現住所		宮崎県宮崎市橘通東1-9-10	
		電話番号（0985）00-0000	
フリガナ氏名	ミヤギ ゲンキ 宮崎 元気	生年月日	昭和32年 5月 1日 生
職名	事業主	最終学歴	元気宮崎大学工学部卒業
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇 年 〇 月 〇 日			
氏 名 宮 崎 元 気			

備 考

1 （~~法人の役員~~
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員~~）

については、不要のものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「職名」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

3 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

浄化槽設備士の調書

現住所		郵便番号（ 880 - 0803 ） 宮崎県宮崎市旭1-2-2 電話番号（ 0985 ）〇〇-〇〇〇〇	
フリガナ 氏 名	かんきょ 環境	まへる 守	生年月日 昭和42年 5月 1日 生
営業所名	宮崎元気設備		最終学歴 元気宮崎大学工学部卒業
職 名	設備部長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の	
		なし	
※ 浄化槽設備士全員分の調書 が必要になります。			
上記のとおり相違ありません。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 氏 名 環 境 守			

備 考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

浄化槽工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

必ず、記入して下さい。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

届出者

宮崎元気設備
宮崎 元気

宮 崎 県

知事

〇〇

〇〇

殿

フリガナ
氏名又は名称ミヤザキ ゲンキ
宮崎 元気

個人名を記載して下さい。

住 所

郵便番号（880-0805）

宮崎県宮崎市橘通東1-9-10

電話番号（0985-26-7169）

法人にあっては
フリガナ
代表者の氏名

※ 記入しないで下さい。

登 録 番 号

宮崎県知事（登 30 ） 第 〇〇〇 号

登 録 年 月 日

平成 30 年 4 月 13 日

変 更 に 係 る 事 項

変 更 前

変 更 後

変 更 年 月 日

住 所

宮崎市橘通東
2-10-1宮崎市橘通東
1-9-10

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

郵便番号

880-8501

880-0805

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

電話番号

(0985)26-
7176(0985)26-
7169

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

浄化槽設備士

環境 守

環境 太郎

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

7_5 特例浄化槽工事業の届出

建設業許可のうち、土木一式・建築一式・管工事のいずれかの許可を有しており、浄化槽工事業を行う場合は、浄化槽工事業の登録は不要ですが、**浄化槽工事業を営む都道府県ごとに特例浄化槽工事業の届出が必要です。**なお、手数料は不要です。

1 届出

浄化槽工事業を営もうとする方は、次の書類が必要となります。(○：必要)

	法人	個人
(1) 特例浄化槽工事業届出書(様式第11号) ※裏面あり	○	○
(2) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書	○	○
(3) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し ・営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員分	○	○
(4) 浄化槽設備士(*)の調書(様式第4号) ・営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員分	○	○

* 浄化槽設備士について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

2 変更届

届出事項に変更があった場合には、変更があった日から30日以内に変更届出書(様式第12号)を提出してください。変更届出書に加えて、次の書類が必要となります。(○：必要)

変更する届出事項	添付書類	法人	個人
代表者の氏名、住所(法人) 名称、住所(個人)	なし	○	○
建設業許可番号、許可年月日、許可業種	建設業許可通知書の写し又は 許可証明書	○	○
営業所の名称及び所在地	なし	○	○
浄化槽設備士(*)の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	・浄化槽設備士免状の写し又は 浄化槽設備士証の写し ・浄化槽設備士の調書 (様式第4号)	○	○

* 浄化槽設備士について、宮崎県外に住民票がある場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面の提出をお願いします。

3 届出の有効期間

届出の有効期間は、建設業許可(土木一式・建築一式・管工事のいずれか)を有している期間です。

※ 建設業許可の更新後に引き続き浄化槽工事を請け負う場合は、変更届（様式第12号）及び更新後の建設業許可通知書を提出する必要があります。変更届を提出しない場合、浄化槽工事を請け負うことができませんのでご注意ください。

4 手数料

手数料は不要です。

5 提出物及び提出方法

- 提出物一覧

【届出】 特例浄化槽工事業届出書一式	正本1部、副本1部（正本のコピーで可） 必要書類は、「1. 届出の手続き」参照
【変更】 変更届出（様式第12号）	
返信用封筒（A4用紙が入るサイズ）	切手を貼り、返送先を記載したもの

- 提出先：宮崎県県土整備部管理課建設業担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 提出方法：郵送または持参により提出してください。

7_6 特例浄化槽工事業関係書類記入例

※記入例は全て個人事業主の場合
別記様式第11号（第11条関係）

個人事業主用 記載例			表面	
特例浄化槽工事業関係書類				
管理課で記入しますので、記入しないで下さい。				
※届出番号	（宮崎県知事（届）第 号	※登録年月日	年 月 日	
この届出書により、次のとおり届出をします。				
必ず、記入して下さい。		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
届出者		宮崎元気設備 宮崎 元気		
宮 崎 県 知 事 ○ ○ ○ ○ 殿				
フリガナ 氏 名 又 は 名 称	ミヤザキ ゲンキ 宮 崎 元 気			
住 所	郵便番号（ 8 8 0 - 8 5 0 1 ） 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号（ 0 9 8 5 ） 2 6 - 7 1 6 9			
法人にあっては フリガナ 代 表 者 の 氏 名	※ 記入しないで下さい。 土木工事業、建築工事業及び管工事業のうち許可を取得しているものについてのみ記載し、それ以外の業種は記入しないで下さい。			
建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業、許可番号及び許可年月日	許可を受けた建設業	許 可 番 号	許 可 年 月 日	
	土木工事業	宮崎県知事（般一〇） 第○○○○〇〇号	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
	建築工事業	宮崎県知事（般一〇） 第○○○○〇〇号	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
	管工事業	宮崎県知事（般一〇） 第○○○○〇〇号	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
浄化槽工事業を開始した年月日	平成 2 9 年 4 月 3 日			
最初に浄化槽工事業を開始した年月日を記載してください。				

浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号

営 業 所		浄化槽設備士	
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号 (-) 電話番号 () -	フリガナ 氏 名	免状の交付番号
ミヤギキョウ 宮崎元気設備	宮崎県宮崎市 橋通東2-10-1 郵便番号 (880 - 8501) 電話番号 (0985) 26-7169	ミヤギキョウ 環境 守	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
※ 浄化槽設備士の調書は、この欄に記載した全員分が必要になります。			
※ 宮崎県内にある営業所だけではなく、浄化槽工事業を営む全ての営業所を記載して下さい。 ※ 浄化槽設備士が置かれている営業所が分かるように「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は各々対応させて記載して下さい。			
他の都道府県知事への届出状況			
届 出 番 号 知事 (届) 第 号		届 出 番 号 知事 (届) 第 号	

備 考

- ※印のある欄には、記載しないこと。
- 「浄化槽工事業を営む営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号」欄には、届出をする都道府県の営業所だけでなく、浄化槽工事業を営むすべての営業所について記載することとし、「営業所」欄と「浄化槽設備士」欄は、各々対応させて記載すること。
- 法第33条第4項及び法附則第4条に該当する者については、「浄化槽工事業を開始した年月日」の欄の記載を要しない。

浄化槽設備士の調書

現住所		郵便番号（ 880 - 0803 ） 宮崎県宮崎市旭1-2-2 電話番号（ 0985 ）〇〇-〇〇〇〇	
フリガナ 氏名	かんきょ 環境	まへ 守	生年月日 昭和42年 5月 1日 生
営業所名	宮崎元気設備		最終学歴 元気宮崎大学工学部卒業
職名	設備部長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の	
		なし	
※ 浄化槽設備士全員分の調書 が必要になります。			
上記のとおり相違ありません。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 氏 名 環 境 守			

備考

「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

必ず、記入して下さい。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

届出者 宮崎元気設備
宮崎 元気

宮 崎 県 知事 ○○ ○○ 殿

フリガナ
氏名又は名称

ミヤザキ ゲンキ
宮崎 元気

住 所

郵便番号（880-8501）

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号（0985）26-7169

法人にあっては
フリガナ
代表者の氏名

※ 記入しないで下さい。

宮崎県知事（届 30 ） 第 ○○○ 号

平成 30 年 4 月 3 日

土木工事業、建築工事業及び管工事業のうち許可を取得しているものについてのみ記載し、それ以外の業種は記入しないで下さい。

許可を受けた建設業

許 可 番 号

許 可 年 月 日

建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業、許可番号及び許可年月日

土木工事業

宮崎県知事（般一〇）
第○○○○〇〇号

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

建築工事業

宮崎県知事（般一〇）
第○○○○〇〇号

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

管工事業

宮崎県知事（般一〇）
第○○○○〇〇号

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

変更に係る事項

変 更 前

変 更 後

変 更 年 月 日

建設業許可番号
（土木・建築・管）

宮崎県知事（般一29）
第○○○○〇〇号

宮崎県知事（般一4）
第○○○○〇〇号

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

浄化槽設備士

環 境 守

環 境 太 郎

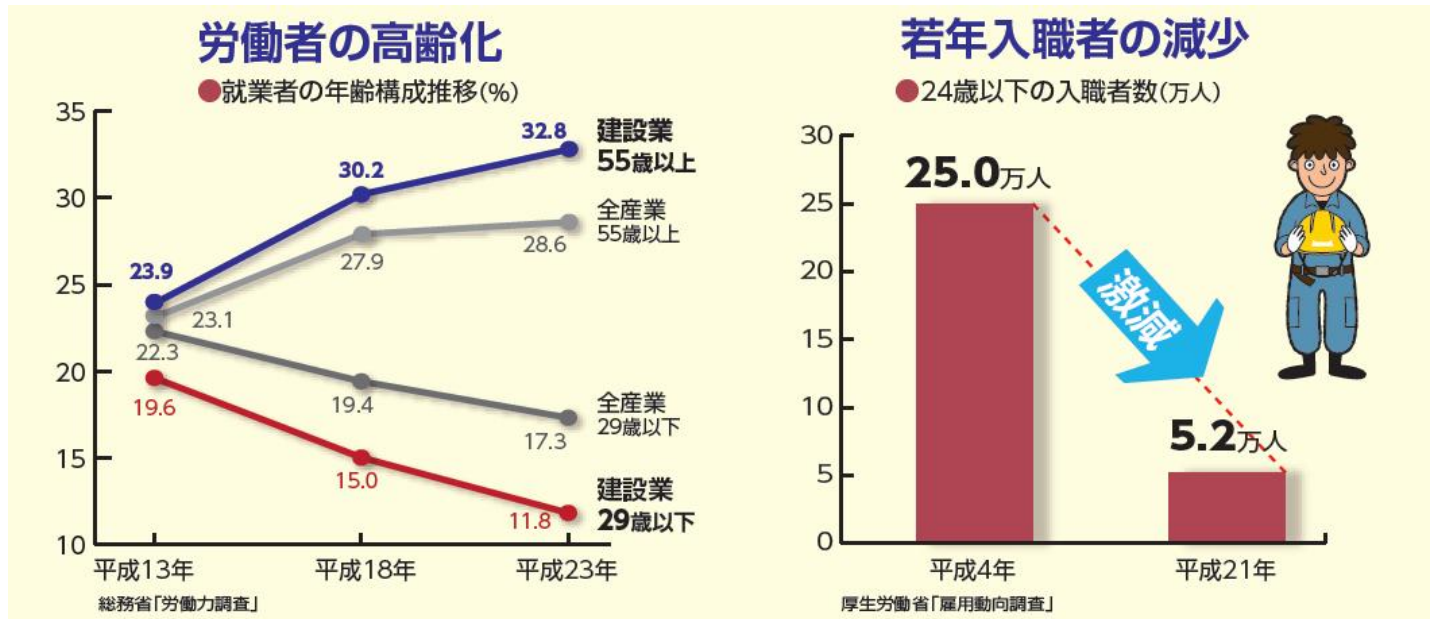
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

8 社会保険の加入の徹底

(施工体制台帳等の作成例を含む)

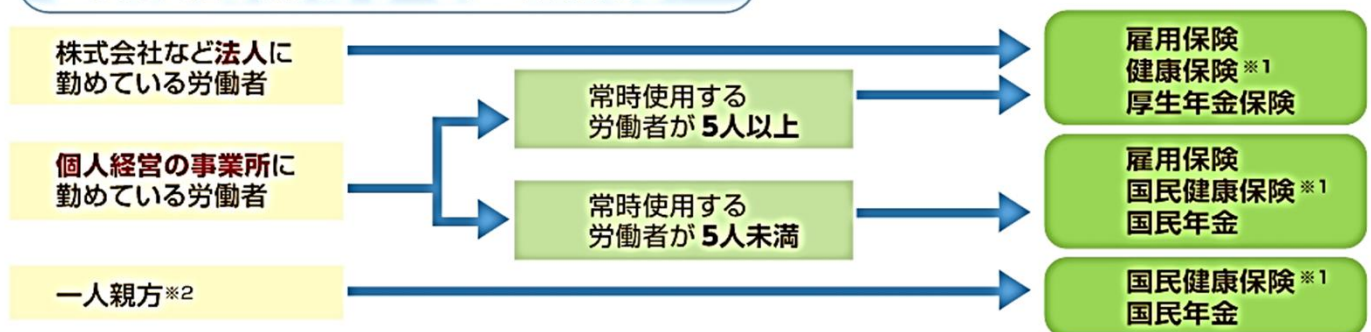
8_1 「みんなで取り組む」建設業の保険加入 社会保険や労働保険への加入を徹底しましょう。

建設業では、若い人材がどんどん減っています。



保険加入義務があるかを確認しましょう。

建設労働者が加入すべき社会保険等は？



※1：適法に国民健康保険組合（建設国保や全国土木建築国保等）に加入している場合は、健康保険（協会けんぽ）に入り直す必要はありません。

※2：形式上は請負のような形をとっていても、実態として労働者であると認められる場合は、一人親方とは扱われません。会社が加入する保険に加入させて下さい。

保険未加入の状態が続くと・・・

元請から加入指導が行われます。

協力会社の審査時、下請契約時などに加入状況を確認され、加入指導を受けます。

行政から指導を受けます。

国や都道府県から、建設業の許可・更新時、経営事項審査（経審）時、そして事業所への立入検査時に加入指導を受けます。

●遅くとも平成29年度以降は、未加入企業は下請に選定すべきでないとされています。

（許可業者は100%加入へ）

●労働者についても、遅くとも平成29年度以降は、適切な保険への加入が確認できない場合、現場入場を認めるべきでないとされています。

●社会保険部局に通報され、強制加入措置を受けたり、状況によっては建設業担当部局から監督処分を受けることがあります。

国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」

建設労働者の保険加入に必要な 社会保険料(法定福利費)を確保しましょう。

法定福利費の確保は、保険加入の大前提です！

✓ 発注者から法定福利費を確保し、下請に適正に支払う必要があります。

発注者に対しては…

下請労働者の法定福利費を含む金額の見積書を作成・提出して、
法定福利費が確保された契約を結ぶよう、発注者に要請しましょう。



法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれるべき経費です。

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」では、「法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある」とされています。

(参考)建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3 (不当に低い請負代金の禁止)

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

国から、発注者団体に、法定福利費を見込んだ額で契約するよう通知されています。

(国土交通省から元請団体等への通知:平成24年9月13日,<http://www.mlit.go.jp/common/000229422.pdf>)

公共工事では、法定福利費の会社負担分と本人負担分の両方が予定価格に算入されるようになりました。

下請企業に対しては…

見積依頼時には、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等によって、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう依頼しましょう。

★元請側が見積依頼の様式や見積条件を決めている場合は、これらを改正し、下請見積書に法定福利費を内訳明示するよう求めましょう。

下請企業との契約時には、下請見積書で内訳明示された法定福利費の額を尊重し、
法定福利費を圧迫しないようにしましょう。

元請企業が、下請見積の法定福利費を尊重せず、一方的に削減したり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

(国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」:平成24年7月)



8_2 施工体制台帳等の作成例

年 月 日

施工体制台帳（作成例）

[会社名・事業者ID] _____

[事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日	

工事名称及び 工事内容					
発注者及び 住所					
工期	日 年 月	契 約 日	年 月 日		
	至 年 月 日				

契約所 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申 出 方 法	
監督員名		権限及び意見 申 出 方 法	
現場 代理人名		権限及び意見 申 出 方 法	
監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
監理技術者補佐 名		資 格 内 容	
専門 技術者名		専 門 技 術 者 名	
資 格 内 容		資 格 内 容	
担 当 工事内容		担 当 工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・ 事業者ID		代表者名	
住 所			
工事名称 及び 工事内容			
工 期	日 年 月 至 年 月	契 約 日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

年 月 日

再下請負通知書（作成例）

直近上位
注文者名

【報告下請負業

住 所

元請名称・ 事業者ID	
----------------	--

会社名・
事業者ID

代表者名

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	日 年 月 至 年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・ 事業者ID			代 表 者 名		
住 所 号 電 話 番 号					
工 事 名 称 及 工 事 内 容					
工 期	目 至	年 日	契 約 日	年	月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

作 業 員 名 簿

(年 月 日作成)

事業所の名称

・現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請・負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID

(次)会社名・事業者ID

元請 確認欄

年 月

III

[illegible]

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一斉でもよい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

④現場代理人 ⑤作業担当者〔注2〕 ⑥女性作業員 ⑦未満18歳の作業員

5. 健康保険料には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載する。

…外国人技能実習生①…1号特定技能外国人

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても、他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならぬ。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 12. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例: 登録〇〇基礎技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。